

所管部課名	農林水産部農政課							
事務事業名	農業施設等整備事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、農業・農村活性化推進施設等整備事業実施要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成27年度 予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
	19,748 千円	13,166 千円	千円	6,582 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	申請者数（団体/年）		1	平成32年度				
成果指標②								
補助対象者	農業公社又は3戸以上の農業者で組織する団体、農業協同組合、市町村							
補助対象経費	農業用機械・農業用施設の導入							
補助対象事業・活動の内容	農業・農村の活性化を総合的に推進するため、栽培施設・共同利用機械・共同利用施設等の整備を実施する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	事業費の1/2以内又は1,000万円のいずれか低い額							
上記項目の積算方法	県：1/3以内 市：1/6以内							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	2,314,820	50.0%	2,790,000	50.0%	27,366,760	51.3%
		自己負担	2,314,820	50.0%	2,790,000	50.0%	27,366,760	51.3%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	2,314,000	50.0%	2,790,000	50.0%	25,972,000	48.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	4,628,820	100.0%	5,580,000	100.0%	53,338,760	100.0%	
	支出	事業費	4,628,820	100.0%	5,580,000	100.0%	53,338,760	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計	4,628,820	100.0%	5,580,000	100.0%	53,338,760	100.0%		
支出計/前年度支出計			120.5%		95.9%			
自己資金/前年度自己資金			120.5%		98.9%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	1		1		4			
成果指標の推移①	1		1		4			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域の担い手が確保できることで、食料の安定供給、農村環境の保全、地域の活性化が図られるため
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	① 県から事業採択を受けた事業を実施している。 ② 農業経営を安定させるためには、経営改善に必要な機械や施設等の投資が必要となるため
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	農家が減少する中、担い手農家の確保や安定した食糧供給、農地保全等が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	要望に応じて事業を実施しているため、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	県が定めた補助率である。また、市の補助金も著しく妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	経営改善を図る際、機械・施設の導入が必要な時にのみ事業を実施している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農業は、地域に密着した職業であり、地域活動（環境保全作業等）を含め地域の活性化に貢献している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	県事業の目的に該当するものを対象としており、市がその支援としてとして補助することは、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	対象経費は、補助事業要領に規定され、補助事業に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 農家の減少や高齢化など担い手不足が早急の課題となっており、優れた担い手の育成及び確保は農業の発展だけでなく地域社会の活性化を図る上で重要な課題となっている。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

農業・農村活性化推進施設等整備事業実施要領（案）

第1 目的

本県の農業をめぐる情勢は、近年における農業者の減少・高齢化や国際化の進展も相まった産地間競争の激化など、ますます厳しさを増しており、本県が「食と農の先進県」として将来にわたって発展していくためには、それらの課題に対応するための施策の推進が求められている。

このため、県単独による施設整備等を推進する事業について、より効果的に実施されるよう時宜の課題に的確に対応した重点化を図り、農業・農村の活性化を総合的に推進する。

第2 事業のメニュー

1 農業農村整備（NN）対策

2 産地づくり対策

3 農村づくり対策

4 特認事項

1～3以外で「食と農の先進県づくり大綱」の趣旨に沿うもので、知事が特に認めるもの。

第3 事業実施主体

1 農業農村整備（NN）対策

市町村、農業協同組合又は土地改良区

2 産地づくり対策

市町村、農業協同組合、農業公社又は3戸以上の農業者で組織する団体

3 農村づくり対策

市町村、農業協同組合、むらづくり委員会又は3戸以上の農業者で組織する団体

第4 事業内容及び採択要件等

別表1のとおり

第5 事業の採択

事業の採択は、第1の目的に照らして農政部事業採択委員会で決定する。

第6 事業の実施

1 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、事業実施計画書を市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、提出された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、その計画達成が確実であると見込まれる場合は、所轄する地域振興局・支庁農林水産部長（以下「地域振興局農林水産部長」という。）を経由して知事に提出するものとする。

3 知事は、市町村長から提出された事業実施計画が、事業の目的に合致するとともに事業の規模が適切であり、事業計画の達成が確実と見込まれる場合は承認を行い、市町村長に通知する。

第7 指導体制

この事業の実施にあたっては、市町村、農業協同組合、地域振興局農林水産部の関係機関・団体が密接な連携のもとに適切な助言・指導を行うものとする。

第8 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更を行う場合には、第6の1から3に準じて事業計画の変更を行うものとする。

事業実施計画の重要な変更とは、次に掲げるものとする。

- 1 事業実施主体の変更
- 2 実施箇所（地区）の変更
- 3 事業費または事業量の30%を越える増減
- 4 事業内容の変更

第9 助成

県は予算の範囲内において、事業実施に要する経費について、別に定めるところにより助成する。

第10 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本事業の完了翌年度から目標年度までの間、知事が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、市町村長に報告するものとする。
- 2 市町村長は、1の事業実施主体から事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について、必要に応じて当該事業実施主体に対して、改善等の指導を行うとともに、早期の改善に向けた必要な措置を講じるものとする。
- 3 市町村長は、事業実施状況の報告及びその改善等の指導結果を、地域振興局農林水産部長を経由して、知事に報告するものとする。
- 4 知事（地域振興局農林水産部長）は、市町村長から3の事業実施状況の報告等を受けた場合には、その内容について、必要に応じて市町村長等に対して、改善等の指導を行うものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の事業から適用する。
- 2 次に掲げる要領は、廃止する。
 - (1) 活力ある中山間地域基盤施設整備事業実施要領（平成10年4月1日施行）
 - (2) 活力あるむらづくり支援事業実施要領（平成17年4月1日施行）
 - (3) 水田農業生産条件整備事業実施要領（平成17年4月1日施行）
 - (4) サンライズかごしま茶経営確立支援事業実施要領（平成14年4月1日施行）
 - (5) 県単独農業農村整備事業実施要領（ハード編）（平成8年4月1日施行）
 - (6) 奄美大島南部地域農業振興支援事業実施要領（平成16年4月1日施行）
 - (7) 鳥獣害防止施設整備事業実施要領（平成16年4月1日施行）
- 3 この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この実施要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この実施要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 (第4関係(事業内容及び採択要件等))

(案)

No.2

事業のメニュー	事業内容	補助率	採択要件
2 産地づくり 対策	<p>栽培施設 被覆栽培施設 防風・防潮平張施設 被覆栽培施設附帯施設 かん水施設 高設栽培 果樹棚 電照施設</p>	<p>1/3以内 ただし、 奄美大島 南部地域 は1/2以内</p>	<p>1 対象品目 (1) 全ての品目を対象とする。 (2) なお、以下の計画の対象品目については、当該計画に位置付けられていないこととする。ただし、中山間地域及び奄美大島南部地域については、この限りでない。</p> <p>ア 園芸産地活性化プラン（ただし、果樹産地構造改革計画を読み替えることができる。） イ 地域水田農業ビジョン ウ 1かごしま茶産地力向上プラン エ さとくきび増産計画 オ 市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（ただし、生産牛に限る）</p>
共同利用機械	<p>栽培管理用機械 収穫調整用機械 防除用機械 堆肥散布機 農業機械格納庫（共同利用機械の導入と併せて設置する場合に限り、必要最低限の広さとする。）</p>	<p>補助金額 の上限は 1,000万円 とする。</p>	<p>2 受益農家戸数は、3戸以上であること。</p>
共同利用施設	<p>集出荷貯蔵施設 乾燥調整施設 育苗施設 加工施設・機械 農作物被害防止施設（防霜施設） 産地管理施設（残留農薬分析機、品質分析機） 牛舎（肉用牛繁殖経営に限る。） 堆肥舎（牛舎の導人と併せて設置する場合に限り対象とする。ただし、対象が肝臓品目の場合は、この限りではない。）</p>		<p>3 受益面積等 (1) おおむね30a以上とし、共同利用性が図られるものであること。 (2) 防霜施設の場合は、おおむね1ha以上2ha以下とし、原則としてまとまりのある団地であること。 (3) 中山間地域は、おおむね20a以上とし、共同利用性が図られるものであること。 (4) 奄美大島南部地域は、事業内容が栽培施設の場合については、1戸当たりの管理する面積が200㎡以上あることとし、事業内容が栽培施設以外の場合は、受益面積の要件を設定しない。 (5) 30頭以上（現在の飼養頭数を含めた罫頭による）とする。ただし、奄美大島南部地域については、おおむね30頭以上とする。</p>
優良品種系統 等への改種・ 高接	<p>果樹の改種・高接</p>		<p>4 中山間地域及び奄美大島南部地域の定義 (1) 中山間地域は、特定農山村地域又は平成2年度の林野率60%以上で、かつ平成5年9月1日における人口が10万人未満である市町村の全部又は一部とする。 (2) 奄美大島南部地域は、奄美市の区域のうち旧住用村の区域、大和村、宇城村、瀬戸内町とする。</p>